

第2節 技術導入と直接投資

1 技術の導入と消化

外国からの技術導入は後発国にとつてキャッチアップのプロセスの短縮のための不可欠な手段であり、中国とて例外ではあるまい。ただし中国は五〇年の朝鮮戦争から七〇年代初頭まで米国の対中禁輸政策によって技術導入が制限をうけてきたが、このことは過去四十年間の経済建設において外国技術の役割が限界的なものであつたということを意味するものではない。

五二年から八五年まで、中国は累計三〇〇億ドル以上もの産業設備と技術を購入し、全国の現有産業設備（購入価格）のなかで輸入設備の割合は一八・五%であつたとい⁽¹⁾う。中国側の断片的なデータを積み上げても、過去第一次五カ年計画期以来の技術導入の累計は三〇〇～三五〇億ドルと符合する。工業部門の基本建設投資と機械設備の輸入額の比率は五三～八四年の時系列データを拾いだしてみると、筆者の計算によれば平均で後者は前者の二二%を占めてきた⁽²⁾。先にあげた一八・五%という数値とともに、過大評価された人民元の為替レートに基づいて輸入機械設備が換算されていることも考慮に入れると、その輸入規模は決して過小評価できまい。（表III-1）

五〇年代において、第一次五カ年計画期の重点であつた一五〇のプロジェクトはソ連からの機械設

備の購入と技術指導なくしてはありえなかつた。六〇年代初期、石炭化学による合纖や化学肥料工業、鉄鋼における転炉技術といった当時の中国にとつて空白技術をもたらしたのは、ソ連に代わつた日本や欧米諸国からのプラント、技術導入であつた。七〇年代半ば、中国は西側諸国から約三五億ドルのプラントを購入したが、これは産業のボトルネックであつた鉄鋼、化学の素材産業における自動化技術、巨大技術、さらにコンピュータ技術をもたらし、西側諸国との技術ギャップを縮めるのに役立つた。八〇年代は一〇〇億ドルを上回る生産財から消費財まで大量の西側技術の導入ラッシュがみられ、中国にとつて産業革命のような大きな技術変革をもたらすことになつた。

以上のように技術導入は中国の工業化過程において、不可欠な資本財のソースであつたのみならず、国内技術のブレイクスルーをもたらしてきた。

過去の技術導入の費用と効果について、中国側の評価は以外と厳しい。例えば累計導入額三百余億ドルのうち、ライセンス、ロイヤリティ等のソフトの技術導入の割合は五・七%にすぎず⁽³⁾、ハードの機械、設備の購入に偏つてきしたこと、政府の技術導入政策の欠陥から重複輸入や輸入設備が倉庫に退蔵される、技術導入が国内のR&Dと結合されないどころか、逆のそれを圧迫するといった問題点を指摘している。たしかにこうした問題は存在した。例えば「重複輸入」は常に問題とされてきたことであるが、縦割り管理体制の弊害として相互の情報交換が悪いことから、同様な機械、設備が同時平行的に輸入されるといった無駄が繰り返されてきた。

輸入技術の消化、吸収に関しても、多くの問題が指摘されている。技術の移転・自立のプロセスは林武説によれば、次の五段階を経る⁽⁴⁾。

(イ) 正確な操作技術の習得

(ロ) 保守技術の確立

(ハ) 修理技術の習得と小改良能力の蓄積

(二) 設計能力の習得

(ホ) 製作能力の習得と国産化の確立

中国の技術導入にあたっては、輸入された機械、設備がうまく使いこなせない、故障しても修理できない、結局、倉庫で眠っているなど、未だ(イ)と(ロ)の段階でのトラブルが多く、(ハ)以上の段階にはとうていいたつておらず、それ故に輸入依存からなかなか抜けられない状況にある。根本的な問題は生産者側の技術力不足であるが、それはマンパワーから設備までの不足であり、特に“四基”と称される基礎技術とエンジニアリング、基礎材料、基礎部品、基礎機械の弱さこそが外国技術の吸収を困難にしている最大の要因という説もある。⁽⁵⁾

これは企業の側の技術革新動機不足に起因する以上に工業化のあり方に要因が求められよう。つまり重化学工業化の強行により、国（輸入代替化の追求）、部門・地域（ワンセット主義の追求）、企業（内製化の追求）の三つのレベルでの自己完結型経済の構築が追求されてきた。この結果、ともかく見よう見まねでもともかくモノを作れるようになったものの、基礎技術の習得の段階がスキップされてきたことが、外国技術の受容、自主技術発展を困難にし、産業によつてはなかなか対外技術依存から脱却できないことになった。また最終製品生産優先から、産業構造においては機械組立業の肥大化をもたらし、原材料、中間財部門はボトルネックとなり、鋼材、非鉄金属、化学工業原料などは依然として高い輸

入依存が続いている。こうした素材産業は、地方の小型工場で手作りできるものとは異なり、規模の経済性が重要な産業であり、良質、均質な製品を大量生産するためには自動化、大型化という近代的技術が必要であり、それには長い産業技術R&Dに関する蓄積が不可欠であった。

2 一九八〇年代の技術導入

中国が対外経済開放政策を施行する以前の技術導入の形態は、主としてコンプリート・プラントの形で導入するケースが多かつたが、それを境に少しづつユニット・プラントと生産ラインなどを加えた、多様な方式を採用するようになってきた。例えばライセンス契約、ノウハウ契約、コンサルタント・技術サービス、合弁生産などが加わってきたわけである。

またソフトの導入を重視する方向にも変わってきた。ソフト契約のシェアは金額ベースで七八年一・三%であつたが、八五年には一三・四%にまで上昇している。同時に特許法や対外経済契約法、技術導入契約管理条例など技術導入に関する一連の経済関係法規を立てつづけに公布、これは中国の技術導入を国際的取引慣行に近づけるうえで重要な意味をもつものであつた。

中国の技術導入は七〇年代までは機械や冶金、電力部門に集中しているが、八〇年代以降はエネルギー、運輸、通信、化学、軽工業、紡績、農業など多様な部門に新たな展開を見せた。とりわけ発電プラント、電話交換設備、シームレス・パイプ製造、原材料関連の石油化学、肥料プラントなどの大

量発注がめだつた。

中国が今後さらに設備・技術をスムースに推進していくために解決すべきことは、まず交渉が長期にわたつたり、技術移転側にとつて費用がかかりすぎる取引慣行を改めていく必要があり、それには中国が国際的かつ合理的な入札方法を採用していくことが必要である。またソフトに対する正統な対価を認めていくことである。

3 対日技術導入上の問題点

これまでの日本からの技術移転は、表III-2にみるようにかなりの実績を上げてきた。しかしこれ数年は減少傾向にある。それは円高により、プラントおよび技術の受注が落ち込んでいること、中国が技術導入先を広げてきたこと、ならびに八八年以降の調整過程で輸入抑制策を採用したこと等の影響による。これまでの技術移転の経験から、問題点は以下のように要約されよう。まず取引実態上では、

(単位：100万ドル)

1989		1990(1~6)	
契約件数	契約額	契約件数	契約額
52	203	13	n.a.
59	114	10	258
46	430	14	41
20	687	8	45
0	0	5	n.a.
15	374	3	21
6	120	2	n.a.
6	468	1	n.a.
52	306	3	88
72	578	34	n.a.
328	3,280	93	798

にくい。また中国側は登録されていない技術や目に見えない部分については理解がない。日本側がかつてプラント売込みのために積算上ソフトの価格を安くしたことにも原因があるが、近年のようにプラントのバラ買いが一般的になつてくると、ソフト部分だけを切り離して交渉されることが多くみられる。その際、かつての積算を根拠にソフトの対価を安く買いたいてくる。

(iv) 技術移転にともなう無形の貢献が評価されない。例えばセミナー、トレーニング等を日本側負担で行なうケースが多いが、これが評価されない。欧米諸国ではこのような例はほとんどみられない。なぜなら欧米企業は、プラント運転の指導契約などは、その期間が終了したら即打ち切るが、日本は中国が一応の習得を終えるまで、日本側負担でつき合うケースが多くみうけられる。

(v) 教えた技術が広く伝播せず、研修の効果がなかなか上がらない。その結果、ランニング・ロ

表III-2 中国の技術導入契約状況

	1981~85		1986		1987		1988	
	契約件数	契約額	契約件数	契約額	契約件数	契約額	契約件数	契約額
日本	338	1,207	175	787	138	706	81	272
米国	319	1,225	169	657	119	673	101	256
ドイツ(旧西独)	267	1,051	108	211	109	289	66	419
イタリア	96	239	48	256	47	213	26	815
英國	92	112	36	422	30	117	31	437
フランス	58	461	23	1,150	31	296	31	576
スイス	53	125	20	22	9	18	0	0
ソ連	n.a.	n.a.	5	512	6	32	7	241
カナダ	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0	0	0	0
その他	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	92	706	94	534
総額	1,397	4,954	744	4,456	581	3,050	437	3,550

(出所) 1989年までは、「中国对外經濟貿易年鑑」各年版、中国財政経済出版社。
1990年1~6月は、「中国经济新聞」1990年8月2日、経済日報対外部。

イヤルティーがとれなくなる。また研修を受けて帰国した人間が、自分でノウハウを抱え込んでしまうケースがしばしばみられる。日本に来る研修生のなかにはまったく専門が異なる者や、当該知識が低いものも少なくなく、本当に技術を習得しようとしているのか疑問視せざるを得ないことが多い。

(二) 技術導入プラン、事業計画が不明確で商談を進めにくく。ランニング・ロイヤルティーをとりにくいので頭金を多くとらざるを得ない。また不確定要素が多く損益計算をすることが困難である。

(三) 契約交渉の当事者が輸出入公司、ユーザ、許可機関など多岐にまたがり、その連絡が不十分なために混乱する。

(四) 交渉に出てくる幹部が現場を理解していないことが多く、交渉がかみ合わない。

(五) 中国の実状に合わない先端技術を求めて使いこなせないことが多い。電力、用水、原材料供給関係のノウハウは中国なりに伝統があるため、日本側の教える近代技術と衝突し、率直に受け入れられないケースがある。

(六) なまじ一定の素地をもつてていることが障害となつて、円滑に技術が吸収されにくい。特に纖維関係のノウハウは中国なりに伝統があるため、日本側の教える近代技術と衝突し、率直に受け入れられないケースがある。

中国における法制上の問題点としては、國務院の「技術導入契約管理条例」（八五年五月二十四日公布）と对外經濟貿易部の「技術導入契約管理条例施行細則」（八八年一月二十日公布）をみるかぎり、次の三点が指摘できる。

(イ) 技術目標への到達の保障（条例第六条、細則第九条）

導入技術が当初の目的どおりの効果が發揮できるよう、供給側が保証しなければならないとされている。しかし実際には目標が達成されるか否かは、受け手の能力、原材料、インフラ等の条件に大きく左右されるものであり、本規定は不適当である。この「保証条項」を厳格に運用されることへの不安があるかぎり、供給側は先端技術の移転には躊躇することになる。「どんな条件がそろつた場合、どこまで保証する」ということを契約時に明確にする必要がある。

(iv) 導入技術による権利侵害紛争の処理（細則第一一条）

導入技術により生じた第三者の権利侵害に関する紛争の処理は、技術の供給側が行なうとされているが、移転技術と第三者の権利との抵触関係について、あらかじめ完全な調査を行なつて、抵触の恐れがないことを保証することは一般的に困難であり、このような「保証規定」は設けないのが通例である。過度の保証要求は供給側に技術移転をためらわせることになる。かつて日本の技術導入時にも多くは無保証であつたが、無保証であつたからこそ欧米の供給側は安心して日本の必要技術を提供したという側面があつたといえよう。

(v) 契約期間終了後の取扱い（条例第九条、細則第一五条）

技術移転をする場合、通常、先進国との間では契約期間終了後、その技術はかつてに使えないが、本細則では契約期間終了後、当該技術の継続使用を禁止する条項を定めてはならないとしている。即ち、中国では契約期間終了後は導入技術は自由に使えることになり、政府からは契約期間をなるべく短くするよう指導され、事実上二～五年で技術の無料開放という事態が生じている。このためノウハウ契約は二の足を踏まざるを得なくなる。ただし特許権についてはその契約存続期間中は保護され

ている。

このような規定をもつ国は、決して中国ばかりでなく、中進国や開発途上国でも同様の例が多い。しかし大部分の国は、運用面において中国ほど厳格に実施していないのが実状である。ロイヤルティー率についても、中国は通常3%以下に抑える傾向が強く、その所得に対する課税も10%である。タイではBOI (Board of Investment : 投資委員会) の承認を得た場合は、五年間はロイヤルティーに課せられる所得税は免税になるし、韓国でも減税措置がある。このような措置は技術の供給側にとって有利なことであり、当該国への移転を促進することにもなる。

4 技術導入の効率化

日本の過去百余年の技術導入の歴史をみると、まず外国からの技術導入がうまく消化できず、したがって投資の回収ができずに採算がとれない時期、導入技術と在来技術との間に生じる技術の二元構造が形成される時期、さらに両者間のリンクエージがうまく

技術導入契約件数と契約額の推移

(単位：100万ドル)

1987		1988			1989			
契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
267	46.0	2,098	70.3	208	47.6	3,019	85.0	
235	40.4	351	11.8	169	38.7	477	13.4	
30	5.2	16	0.5	27	6.2	14	0.4	
24	4.1	10	0.3	19	4.3	28	0.8	
25	4.3	510	17.1	10	2.3	10	0.3	
				4	0.9	1	0.0	
581	100.0	2,985	100.0	437	100.0	3,549	100.0	
						328	100.0	
							2,923	
							100.0	

稼働しはじめて技術の導入が効果的に進展する時期、国産技術の向上と国際市場での技術競争へ参入する時期へと至っているといえよう。

技術革新が急速に進む現代において、近代化に遅れてスタートをきつた中国は、日本がかつて長い間かけて経験してさまざまの困難、矛盾のすべてを凝縮して抱えている。日本企業としては、どのようにしたら中国にとつて最も有効な技術移転が行なわれるかを検討し、中国の受入条件整備のなかで、効果的な道を捜し出さなければなるまい。

技術移転にはいくつかの方法がある。例えば貿易契約による設備や技術の輸出にともなつて移転していくもの、研修によつて人間を介して移転していくもの、合弁企業に外資側から移入された多様な経営管理技術を吸收することによつて移転していくものなどさまざまである。そして受入国の技術レベルが順次高まつてくると、ハード類からライセンシングの割合が増大していくのが一般的である。

中国では特許法や涉外経済契約法、技術導入契約管理条例なども順次整備されており、技術導入先や導入分野、さらにその導入方式も多様化しつつある。それは表III-3によつても明らかである。とり

表III-3 中国の方式別

	1981~85				1986			
	契約件数		契約金額		契約件数		契約金額	
プラント／設備	608	43.4	3,380	68.7	328	44.1	3,652	82.0
技術ライセンス	585	41.7	558	11.3	305	41.0	419	9.4
技術サービス	89	6.4	404	8.2	46	6.2	236	5.3
コンサルティング	49	3.5	25	0.5	31	4.2	12	0.3
合 作 生 产	70	5.0	556	11.3	34	4.5	136	3.0
そ の 他								
合 計	1,401	100.0	4,923	100.0	744	100.0	4,455	100.0

(出所)『中国对外経済貿易年鑑』各年版、中国財政経済出版社。

わけ多様化が始まつた八五年は導入契約が急増した時期でもある。

中国のみならず発展途上国の多くは、自国の現状を飛び越えて少しでも先進的な技術を導入しようとする傾向が強い。そして導入技術の消化不良を起こすことが多い。導入技術が先進であればあるほど、在來の技術との二極分化現象を生み出し、トップレベルの技術が普及技術になりにくいのである。このような現象は中国でもしばしば見受けられる。中国は人工衛星を飛ばし回収するという高度な技術を保有しているが、それは在來技術とはまったく無関係に存在しているわけである。

このようしたことからその国の在來産業との関連を考慮しない技術導入は、かえつて中間財や原材料の外国依存を増大させることになる可能性がある。

5 直接投資の現状

七九年からの中国の外資利用形態には次のようなものがある。

第一は、外國民間資本の利用で、図III-2にみるように合資（合弁事業）、合作（合作経営、合作生産）、独資企業（100%外資）、共同開発などがあり、さらに補償貿易や委託加工貿易などを含む場合もある。

第二は、外国政府や国際機関などの中・長期で低利の借款、各種開発資金の獲得がある。

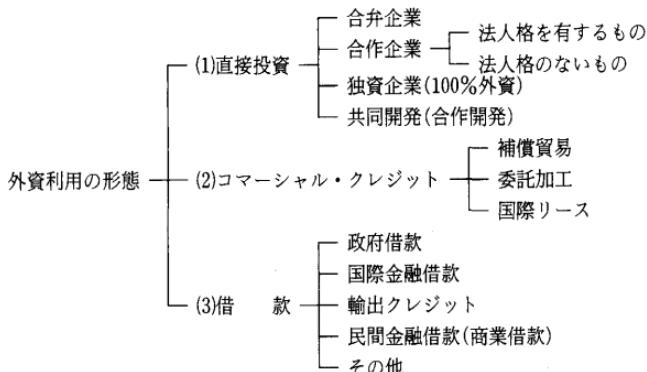
第三は、商業借款である。

中国は諸外国・地域から直接投資の受入れ、とりわけ合弁企業や一〇〇%外資企業の誘致に熱心である。中国では通常の合弁企業(Equity Joint Venture)の他に、合作形態の契約式合弁(Contractual Joint Venture)という方式のものが九〇年までに九三〇〇余りの契約をみていく。

これは中国独特の外資導入方式ともいえるもので、外資側は現金や技術、工業所有権等を投資対象とし、中国側が土地、建物、労働力を提供して共同経営、合作生産を行なうものである。その際、外資側が投資対象とする設備やソフト技術の評価と中国側が提供する土地、建物等の評価をめぐって双方の意見が一致しないとき、合作期間や経営権、利益分配などを契約で決め、実施するものである。これは新たに法人格を設定するもの、法人格をもたないものの二種類がある。

契約式合弁では外資側は契約期間内に投資額の回収や利益分配を得て、期間満了時には資産のすべてを中国側に引き渡し、その共同経営を終結させるものである。この方式にはホテルや飲食店の共同経営、サービス産業や

図III-2 中国の外国民間資本の利用形態



(注) 表III-3などをもとに作成。

外資利用状況推移

(単位:万ドル)

1985			1986			1987		
件数	契約金額	使用金額	件数	契約金額	使用金額	件数	契約金額	使用金額
3,145	986,742	446,211	1,551	1,173,702	725,830	2,289	1,213,595	845,156
72	353,421	250,596	53	840,665	501,457	56	781,683	580,495
59	102,053	48,632	42	144,352	84,130	44	201,896	79,798
13	113,151	60,430	11	182,551	134,192	12	139,832	71,506
		12,648		248,388	17,761		58,054	47,290
		52,649		149,489	149,489		257,962	257,962
	138,217	76,237		115,885	115,885		123,939	123,939
3,073	593,110	165,848	1,498	283,434	187,489	2,233	370,884	231,353
1,412	202,970	57,988	892	137,518	80,447	1,395	195,041	148,582
1,611	349,615	58,504	582	135,805	79,379	789	128,262	61,996
46	4,566	1,295	18	2,030	1,630	46	47,116	2,455
4	35,959	48,061	6	8,081	26,033	3	465	18,320
	40,211	29,767		49,603	36,884		61,028	33,308
	n.a.	n.a.		4,279	n.a.		1,790	1,956
	26,034	16,859		31,302	18,110		42,773	22,226
	n.a.	n.a.		14,022	n.a.		16,465	9,126

(単位:万ドル)

1979~89末累計			1990		
件数	契約金額	使用金額	件数	契約金額	使用金額
23,692	8,779,987	5,808,345		1,233,000	1,009,000
546	5,100,486	3,961,908		536,000	
465	1,315,278				
81	985,644				
	629,684				
	1,579,489				
	590,391				
21,776	3,236,126	1,549,359	7,276	657,000	341,400
12,198	1,253,018		4,093	268,000	
7,994	1,355,796		1,317	126,000	
1,525	314,286		1,861	244,000	
59	313,026		5	19,000	
	443,375	297,078		40,000	
	n.a.				
1,370	300,188				
	n.a.				

ヤーズクレジット。(3)借款の件数合計は政府借款と国際金融借款

年は対外経済貿易部資料。

第III章 開放政策と工業化

軽工業品生産分野に比較的多く見受けられる。独資企業は契約件数が近年増加傾向にあるが、主な原因としては中国側パートナーに一つ一つ相談して合意を得る煩わしさが不用である点、さらに外資側が労働者不足を解決する方法として、自国内

表III-4 中国の

外資利用方式	1979~83			1984		
	件数	契約金額	使用金額	件数	契約金額	使用金額
合計	2,531	2,178,496	1,492,142	2,204	479,136	270,452
1. 借款	79	1,433,240	1,223,550	38	191,642	128,567
政府借款	67	333,698	219,388	29	50,465	72,298
国際金融借款	12	195,840	100,815	9	96,950	18,298
輸出クレジット		79,801	79,801			13,326
民間金融借款		756,045	756,045			12,227
債権その他		67,856	67,501		44,227	12,418
2. 直接投資	1,392	633,968	180,283	1,856	265,048	125,761
合弁企業	190	31,543	17,318	741	106,655	25,473
合作企業	1,123	322,992	75,845	1,089	148,402	46,502
独資企業	48	37,142	8,307	26	9,991	1,494
合作開発	31	242,291	78,813			52,292
3. コマーシャルクレジット		111,288	88,309		22,446	16,124
国際リース		n.a.	n.a.		n.a.	n.a.
補償貿易	1,060	83,171	60,192	310	16,167	9,845
加工・組立て		n.a.	n.a.		n.a.	n.a.

外資利用方式	1988			1989		
	件数	契約金額	使用金額	件数	契約金額	使用金額
合計	6,063	1,600,438	1,022,639	5,909	1,147,878	1,005,915
1. 借款	118	981,366	648,673	130	518,469	628,570
政府借款	103	335,689	117,921	121	147,125	
国際金融借款	15	171,740	112,295	9	85,580	
輸出クレジット		144,302	88,822		99,139	
民間金融借款		243,473	243,473		172,517	
債権その他		86,162	86,162		14,108	
2. 直接投資	5,945	529,706	319,368	5,779	559,976	339,257
合弁企業	3,909	313,389	197,540	3,659	265,902	
合作企業	1,621	162,398	77,993	1,179	108,322	
独資企業	410	48,063	22,616	931	165,378	
合作開発	5	5,856	21,219	10	20,374	
3. コマーシャルクレジット		89,366	54,598		69,433	38,088
国際リース		15,638	16,069		n.a.	
補償貿易		53,241	31,659		47,500	
加工・組立て		20,487	6,870		n.a.	

(注) (1)件数は契約件数のこと。(2)輸出クレジットは、1986年まではすべてバイオの和となっている。(4)空欄は未公表。

(出所)『中国対外経済貿易年鑑』1984~88年版;『国際商報』1990年4月号;1990

に支店を設置して独資企業から社内転勤というかたちをとり、それを転用して一時的にでもその充足を行なうことが可能であるという考え方もある。しかし中国で不足ぎみの原・燃料を調達する必要がある場合は、中国側パートナーがいたほうが便利だとの考え方もある。

中国の外資利用状況は表III-4のとおりである。また直接投資の受入れは七九年七月に「中外合资經營企業法」を公布・施行して以来、八三年までの累計は契約ベースで一三九二件、六三・四億ドルであった。その後「合弁法実施細則」の公布や関係法令の整備、投資環境の改善などが進み、中国内の経済活性化と結びついて急増をみた。

しかし八六年には対前年比で件数、金額とも半減している。その背景には中国の法律の整備が他の諸国と比べて不十分であり、運用上でも不透明な点が多く、インフラが未整備なところが問い合わせられる、投資環境に内在する諸問題が露呈したためとみられる。さらにつきこの間、中国側からサービス部門への投資を抑制する措置がとられたことも大幅減の要因の一つとなつた。

政府はこのような状況を開拓するため、八六年十月十一日に製品輸出や先進技術型企業への直接投資を促進することを目的に「外國投資者の投資獎勵に関する規定」(二二カ条)を公布した。これに関連して従業員採用、賃金、資金、外貨の管理、企業コストの削減、各種審査基準や手続き規定の明確化など実施細則も公布された。

さらに外国投資企業の審査、認可権限が、省、自治区、直轄市、經濟特区や計画單列都市(日本の政令指定都市にあたる)などの各地方政府や期間に委譲された。沿海開放地区(北京、天津、上海、廣東、福建、江蘇、浙江、遼寧、山東、河北、海南、廣西)では一件当たり三〇〇〇万ドル以下、その他の地区と計画單

列都市、國務院関係部・委員会では自主裁量権限は一〇〇〇万ドル以下まで順次引き上げられた。このような中国側の投資環境の改善とともに、国際的な産業構造調整による有望な投資先であつたアジアNIESやASEAN諸国の労賃上昇などの外的要因も重なり、八七年から対中投資は再び拡大傾向をみせた。契約金額ベースでみると八七年対前年比三一%増の三七・一億ドル、八八年は同四三%増の五三億ドルとなつた。

八九年は中国が前年秋以降の経済調整政策による引締めを強化したこと、第二の天安門事件で、改革開放の積極的推進者であつた趙紫陽総書記が失脚したことなどの理由により、直接投資は前半は大きく伸びたものの後半から伸び悩んだ。年間契約件数は、前年比二・八%減の五七七九件、金額では製造業分野での大型投資案件が成功をみたことなどで、同五・七%増七二七六となり、その金額も同一七・三%増の六五・七億ドルであつた。内訳は表に見るとおりであるが、とりわけ、独資企業の伸びが著しい。九〇年末までの累計では三三八六件となり、契約金額は五五・八億ドルである。また七九年から九〇年までの合弁・合作・独資の三資企業を中心とする対中直接投資の累計は、契約件数が二万九〇五二件、契約金額が三八九・三億ドルとなつてゐる。

国・地域別内訳は表III-5に示す。契約件数・金額とも香港・マカオが八九年までの累計で全体のそれぞれ七三%、五八%を占め一位となつてゐる。米国は件数のシェアが四%で三位、契約金額が一二%で二位である。日本は件数が五%で二位、金額が八%で三位である。

なお九〇年の日本の対中直接投資は、対外経済貿易部の資料によると一九九〇年九月で契約件数が対前年同期比一・四%減の二一八件、契約金額が三四・九%増の三・八億ドル、使用済み金額も四二・一%

表III-5 中国への国・地域別直接投資内訳

(単位: 億ドル)

	1979~82			1983			1984		
	件 数	契約 金額	使 用 金額	件 数	契約 金額	使 用 金額	件 数	契約 金額	使 用 金額
香港・マカオ		36.8		482	6.4		1,870	21.8	7.5
米 国		3.8		32	4.8		62	1.7	2.6
日 本		8.6		52	0.6		138	2.0	2.2
シンガポール		0.4		6	0.2		25	0.6	0
英 国		0.2		17	3.0		4	0.1	1.0
ドイツ(旧西独)		0.4		4	0		18	1.1	0
フ ラ ン ス		1.8		4	0.3		3	0	0.2
イタリア		0.7		7	0.4		10	0.1	0.2
そ の 他		2.7		34	3.5		36	1.3	0.5
合 計	1,814	55.4		638	19.2		2,166	28.7	14.2

	1985			1986			1987		
	件 数	契約 金額	使 用 金額	件 数	契約 金額	使 用 金額	件 数	契約 金額	使 用 金額
香港・マカオ	2,631	41.3	9.6	1,155	14.5	11.3	1,785	19.7	16.0
米 国	100	11.5	3.6	102	5.3	3.1	104	3.4	2.6
日 本	127	4.7	3.2	94	2.1	2.0	113	3.0	2.2
シンガポール	62	0.8	0.1	53	1.4	0.1	53	0.7	0.2
英 国	8	0.4	0.7	8	0.4	0.3	12	0.2	0
ドイツ(旧西独)	7	0.2	0.2	6	0.4	0.2	11	1.3	0
フ ラ ン ス	15	0.5	0.3	6	0	0.4	8	0.6	0.2
イタリア	5	0.2	0.2	2	0.6	0.2	3	0.1	0.2
そ の 他	118	3.7	1.7	72	3.6	1.1	144	8.1	1.7
合 計	3,073	63.3	19.6	1,498	28.3	18.7	2,233	37.1	23.1

	1988			1989			1979~89		
	件数	契約金額	使用金額	件数	契約金額	使用金額	件数	契約金額	使用金額
香港・マカオ	4,770	35.8	21.0	4,244	32.4	20.8	16,937	197.1	86.1
米国	269	3.7	2.4	276	6.4	2.8	945	40.5	17.1
日本	237	2.8	5.1	294	4.4	3.6	1,055	28.6	18.4
シンガポール	105	1.4	0.3	78	1.1	0.8	382	6.5	1.5
英國	21	0.4	0.3	19	0.3	0.3	89	5.2	2.6
ドイツ(旧西独)	23	0.5	0.1	19	1.5	0.8	88	5.3	1.5
フランス	12	0.2	0.2	11	0.1	0	59	3.6	1.3
イタリア	15	0.1	0.3	9	0.6	0.3	51	2.7	1.4
その他	493	8.1	2.2	829	9.2	4.5	1,726	39.9	11.6
合計	5,945	53.0	31.9	5,779	56.0	33.9	23,146	341.0	141.5

(注) (1) 四捨五入のため500万ドル未満は0となっている。

(2) 件数は契約件数のこと。

(3) 一部推計のため、表III-3と数字が一致しないところがある。

(4) 空欄は資料なし。

(出所)『中国对外経済貿易年鑑』1984年~88年版;『国際商報』1990年4月号;『中国通信』1990年7月25日。

増の一・六億ドルとなつた。この状況から大型投資案件が少しずつ増加傾向にあることがうかがえる。その結果、七九年から九〇年九月までの日本の対中直接投資の累計は契約件数が一一六九件、金額が三〇・二億ドル、また使用済金額は二二・七億ドルとなつている。

業種別にみると当初はホテルや飲食業などのサービス業、リースなどの非製造業部門への投資が大きなシェアを占めていたが、八七年以降は製造業への投資を奨励・優遇した結果、この分野のシェアが拡大傾向にある。八七年の製造業投資のシェアは四八%であり、八八年にはこれをさらに上回っている。また直接投資の受入れが多い地方は廣東省で、香港・マカオからの大量投

資を反映して第一位であり、次いで上海市、天津市、福建省に増加傾向がみられる。台灣は八七年七月十五日に戒厳令を解除して以降、主として香港を経由した大陸投資が急増し、中華經濟研究院の資料によれば、その投資件数は九〇年六月までに一一〇〇件、契約額は一二・四億ドルで、投資先は福建省が七七%を占め、なかでも対岸のアモイに集中している。

6 直接投資における問題点

外資側は中国の広大な国土に住む一一・三億余の人口の消費潜在力や比較的安い労賃などに魅力を抱き投資を行なうケースが多い。しかし現状は外資企業に対して市場の開放が充分でなく、原材料の調達、その価格設定や品質、労働力水準に対する不満が少なくない。またトップ人事の移動等を背景とした政治的、社会的変化に対する不安、合弁企業設立の際の手続きの不透明さ、縦割行政による煩雜さ、合弁企業に課される外貨バランス要求、電力、上下水道、運輸、港湾、通信設備などにインフラの未整備についても問題が多いとされている。

さらに中国側パートナーが国際的商習慣に乏しいとか現金負担能力がない、いつたん取り決めたことでも平気で覆す、また必要な情報が得られず、不明点が多い、生産品の中國内販売と輸出比率の見通しがなかなか立てられない、などの諸点も上げられている。

日本企業の場合、その意志決定は一般にはボトムアップ方式でなされる。中国で合弁企業を設立し

ようとする際、その事業活動がファイージブルに運営できるかどうかの調査を行ない、進出すべきかどうかの検討材料を上層部へ提出する。事業担当者が作成した資料をもとに関連担当課長や部長などが協議して決裁し、最終的には取締役会で決定する。いわゆる裏議制度というものである。これは意志決定にかなり時間を要することになり、中国側に対し、日本企業は慎重すぎるという印象を与える要因の一つになっている。

一方、中国の現状では、F／Sを行なう基本的な材料が思うようにそろわない。また現地調達原材の価格体系がかなり不合理で、不確定な要素も多く、充分な資料ができるにくい。それらを残したまま意志決定を迫られるため、いきおい日本企業は安全性を重視して、当初は投資金額を小さいものとする傾向が強い。ただ一方で最初は小規模でも将来は大企業に育て上げようとの考え方も存在しているものである。

とりわけ製造業分野での合弁企業は中国市場のポテンシャルティに大きな期待を寄せて投資するのが一般的である。そこで製品はせめて品質が安定し、国際市場で競争力をもつようになるまでは、中國内で販売したい希望がある。その製品が中国で輸入しているものであれば、輸入代替としても有効である。しかし中国の基本政策では合弁企業の外貨バランスを創業当初からとらせることになり、これが外資側の投資意欲に対する大きな障害となっている。そのため外資側は製品の引取り可能な分野とか、中國内で外貨獲得が容易なホテルなどのサービス産業に集中する。

とはいっても投資環境は順次改善されている。中国的代表的都市では合弁企業等に対して最近さまざまな便宜をはかっている。合弁企業設立の手続きや相談に応ずるための「外国投資事務弁公室」、原材料

の供給や斡旋などを行なう「外國企業物資服務公司」、さらに合弁企業などが必要とする外貨の購入や売却をするところとして、八五年十一月に広東省深圳市に「外貨交換センター」ができたのを皮切りに、八六年十月の「外國投資者の投資獎勵に関する規定」によつて、經濟特区や沿海經濟開放都市でも「外貨調達センター」が設立されている。現状では一ドル＝五・二元の公定レートに対して、二月に二一・二%、九〇年十一月に九・六%の人民元切下げが行なわれ、かなり調整されている。

中国で合弁企業を設立する際、各段階においてポイントになると思われることは表III-6にまとめた。以下いくつかの補足をしておきたい。

従来の合弁期間は一般的に十～三十年が多いが、九〇年四月の合弁法改正により、業種によつては期間を定めなくともよいことになつた。期間の設定は外資側の商習慣や企業倫理と相入れないところがあり、投資意欲をそぐ原因ともなつており、その点では一步前進である。合弁事業には長期にわたる信頼関係が必要で、期間を前もつて設定することは不適切ともいわれる。期間が限定されれば短期間に投資金額の回収ができる利益の上がりそうな業種に集中するという傾向が確かにあつたのである。ただ外資側には、政治・経済制度が異なるので、合弁期間に限りがあるほうがよいという考えも少数ではあるが存在している。

関係法の未整備という点であるが、中国は七九年以降、外資導入に関する法律を順次整備してきた。地方政府でも基本法に関連した実施細則を制定しており、特区や沿海開放都市に適用される特別規定も公表されつつある。中国の立法は大陸法の流れをくむ日本などと異なり、制定が不十分で、規定が曖昧との指摘もある。また事前公表が不十分で経過措置がなく、解釈が曖昧なところがある。いわば

行政機関や責任者の裁量権が大きいのである。さらに外国人には見せない内部規定があるが、これは外資に不信感を招くものである。

合弁企業を設立する際の資金調達は、法律では中国銀行や金融機関などから人民元や外貨貸付を受けられることになっている。しかし、その金融体制は流動的で、資金調達は外資側に依存する傾向が強い。したがって、外国金融機関から融資を受けようとするが、担保の不確実性から外資側の保証がないかぎり借り入れは困難となる。中国では抵当権法が未整備で、担保換価の市場もないため、その方面の整備を急ぐ必要がある。

個々の合弁企業のレベルで外貨バランスをとることは、厳しい要求の一つである。とりわけ製造業では立上がり時から国際競争力のある製品を大量に輸出することは困難である。輸出できるようになるまでは、なんらかの措置で必要外貨の優先割当が必要になろう。外貨バランスをとる関係から、合弁企業が必要とする原材料は可能なかぎり中国内で到達することになる。したがって良質の原材料の安定供給の確保が必要になる。中国は合弁企業に対して一定比率以上の輸出義務を課しているわけではないが、外貨バランスの制約から、いわば輸出せざるをえないものである。

合弁企業が使用する土地は、借地または中国側の現物出資としての土地使用権である。所有権は国または集団に帰属するわけだが、中国に公示地価制度はない。規定では土地使用料は一平方メートル当たり年間五～三〇〇元ということだが、実態としては工業用地が五～二〇元、市街地のホテル用地などが二〇～二〇〇元である。中国ではインフラ整備の費用を土地開発費の名目で負担させることがあり、土地評価も含めて客観的基準が必要となる。

表III-6 中国における合弁事業の問題点

	問題点	事例
1.協議・契約	a. F/Sが困難 b. 法解釈の違い c. 代わる交渉相手 d. 長期交渉 e. 政策の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・中国側から詳しい情報の提供がない。 ・中国にはマーケティングの概念がない。 ・法解釈につき官庁の裁量権が大きい。厳格な解釈と執行を希望する。 ・交渉相手が頻繁に代わる。その度に初めから交渉をし直さねばならない。 ・前記の要因によって交渉に長期間費やさなければならない。その諸経費を考えると、中小企業には対応がむずかしい。 ・突然、中国側から政策の変更のために合弁案件を白紙に戻すとの措置がとられたこともある。
2.許認可手続き	a. 煩雑な手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きのプロセスが不透明である。縦割り行政の弊害、許認可印をいくつも必要とする場合がある。 ・最近、窓口の一本化がはかられ、改善されつつある。
3.設立準備・稼働	a. 現物出資の評価 b. 資金調達が困難 c. 高い土地使用料 d. 原材料・部品の調達が困難	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な評価がされにくい。外資側が出資する現金、機械設備の評価額に応じて中国側は土地、建物の評価額を決めているような感じをうける。 ・中国側は現物出資の評価額を高めに設定し、交渉を有利に進めるための手段としている。 ・中国の融資管理政策が強化されており、中国側が資金を調達してくることは困難。外資側が資金調達の責任を負うことが多い。 ・土地使用料を高くする要因に土地開発費がある。22カ条規定により改善方向にはある。 ・原材料・部品の標準化、規格化が遅れている。

	e. 安くない人件費	<ul style="list-style-type: none"> 原材料に夾雑物が混入していたり、品質の悪いものが混ざっていることが多い。 上記要因があるものの中国側から国産化率を上げるように要請される。その結果として、製品の合格率、国際競争力は低下。 沿海經濟發展戦略により国外からの購入が大幅に認められるようになることを期待。 供給が不足、不安定。 労働者クラスでは200～300元／月。生産性とのかねあいからみて安いとはいえない。 合弁企業の決める人件費が労働者の本人手取りと異なる。賃金を本人支給とすることで労働意欲を高めたい。 予想外の出費、例えば住宅手当や里帰り費などがある。 例えば、停電が多く生産に悪影響。停電がなくとも電圧が不安定。
	f. インフラ未整備	<ul style="list-style-type: none"> 外資側は中国内販売に期待している。 原材料・部品の国産化率を上げることによる製品の品質低下は、国際競争力を低下させる。 輸出型企業でないと外貨バランスをとりにくい。 最近、わずかだが外貨交換センターが機能してきている。 独資企業に対しても何らかの干渉があることを否定できない。
	g. 輸出義務	
	h. 外貨バランス	
	i. 経営に対する政府の干渉	
4.解散・清算 き	a. 短い合弁期間	<ul style="list-style-type: none"> 長期間も認められつつある。
	b. 不明瞭な解散・清算手続	<ul style="list-style-type: none"> 不透明である。

(出所) 横田高明「中国の外資導入政策と日本の対中直接投資」(『中央大学経済研究所年報』第19号(I), 1989年3月), 118~119ページに修正を加えた。

また中国側は土地使用権、設備、機械、建物などを現物出資する場合が多い。その現物出資分を中國側は高く評価し、一方外資側の技術やノウハウ評価を低く抑える傾向がある。技術やノウハウにも充分な評価を与え、平等互恵の原則にそつて進めるべきである。

合弁企業における中国人従業員の賃金は同地区、同業種の国営企業労働者の一二〇～一五〇%であり、他に賃金の一〇〇～一五〇%の「社会保障費」などを労働組合（工会）等に納入することになる。また中国側から過剰雇用要求が出されたり、生産性等とのかねあいからみれば、北京、大連の平均賃金二〇〇～三〇〇元、上海二八〇～三〇〇元、深圳三〇〇～四〇〇元という人権費は他の途上国に比べて必ずしも安いとはいえない。現状ではむしろ高い地域もみられる。とりわけ中国人幹部は、外資側派遣幹部と同等の「同一労働、同一賃金」の原則を適用することが一般的である。それゆえ双方の国内賃金水準に見合った賃金体系の確立が要望されている。

原材料や部品等を輸入に依存する合弁企業では、中国政府の外貨管理の影響を受けやすく、予定どおり品物が調達できずに生産計画が狂ってしまうこともある。さらに合弁契約を締結した後で、中国側から改めて輸出比率や賃金、土地使用料、人事等につき、行政当局の指示を後ろだてに変更要求されることもある。国際商習慣や国際法規などにしたがって、処理されるべきであろう。

外資企業設立の許・認可については窓口機関が必要書類を受領してから三ヶ月以内に審査を終了して結論を出すことになっている。地方によつては一週間や一ヶ月以内に返事をくれるところもある。さらに合弁企業の設立にともない、外資側は必要最少人員を派遣することになるが、外人用住宅が不足しており、また家賃も国際水準に比して決して安いとはいえない。また子女の就学問題などもあつ

て、いきおい単身赴任のホテル住まいとなるケースが多い。

合弁企業を解散して清算する場合は、中国の現状では明確な固定資産評価の規定がなく、これまでには薄価主義をとる例が多くみられた。しかし外資側にとつては時価評価が有利なのは当然であり、そのようなケースも増えてきている。

これまでみたような中国での合弁企業設立の諸問題は、いずれ解決されていくものであろう。しかし当事者間で契約書に盛り込んでおいたほうがよいと思われる事項は曖昧にせず、明確にしておくことが必要である。後々問題となるより、双方が充分に協議を重ね、条文化しておくことが肝要となる。そのようにしてこそ平等互恵、相互信頼が生まれるはずである。

やむを得ず紛争となつた場合は、当事者間で特別の取決めをしないかぎり、中国国際経済貿易仲裁委員会 (China International Economic and Trade Arbitra-

表III-7 合弁・合作・独資企業の製品輸出

(単位:億ドル)

	1985	1986	1987	1988	1989	1990
全 国 輸 出 総 額	259.2 273.5	270.1 309.4	347.1 394.4	434.4 475.2	432.8 524.9	517.0 620.7
対前年伸び率(%)	— —	14.4 13.1	12.0 27.5	17.5 20.1	6.5 10.5	23.5 18.3
三 資 企 業 輸 出 額	4 —	8 —	12 —	24 —	39.0 49.2	— 78.1
同 上 シ ェ ア (%)	1.5 —	2.6 —	3.5 —	5.9 —	9.0 9.4	— 12.6
対前年伸び率(%)	— —	100 —	50 —	100 —	62.5 —	— 58.9

(注) 上段は中国对外经济贸易部業務統計、下段は海關(通関)統計。

(出所) 对外经济贸易部「中国对外经济贸易年鑑」各年版、中国财政经济出版社、ならびに国家統計局「中国統計年鑑」各年版、中国統計出版社。

1990年の数字は、对外经济贸易部記者発表(1991年1月23日)および『人民日報』1991年1月16日付。

tion Commission) で解決する。仲裁に持ち込むことは極力避けるにこしたことはないが、そのようなことも想定して契約に盛り込んでおくことが必要である。その場合、スウェーデン・ストックホルムの商工会議所仲裁裁判所など第三国を指定することもできる。また被告地主義をとる例も多い。

むすび

八〇年代のめざましい経済成長において、技術導入または外国・地域からの直接投資の果たした役割は大きい。例えば三資企業の輸出額推移をみると、表III-7に示すように八五年は総輸出額の一・五%であったのに対し八九年には九%となり、九〇年には通関統計による数字ではあるが、一二・六%になっている。外資企業の貢献がかなりの規模に達していることがわかる。

地域的にみると外資企業の輸出額が比較的大きいのは広東、福建、上海、遼寧、江蘇、浙江、山東、天津、北京、広西でいずれも沿海地域である。広東省は中国内では香港からの投資を中心に外国企業が最も多く設立されているが、その輸出額は八九年で全省輸出額の二七・八%を占めている。

また日本企業が多く進出している遼寧省大連経済技術開発区では、九一年二月三日の新華社通信によれば、九〇年の工業総生産額が過去五年間合計より六〇〇〇万元多い九・五億元に達したという。さらに操業中の外資企業一六〇社の生産額は前年比一七%増で輸出による外貨獲得は前年の二倍の一・九億ドルで、これも過去五年間の合計を上回っている。このような中国においても程度の差はあれ、

近年の技術導入や直接投資の積極的受入れが、工業化と経済発展に果たしている役割は決して小さいものではないといえよう。

注(1) 国家科委政策法規司編『科技、經濟、社会』一〇〇〇年中国重大問題研究、地震出版社、一九九〇年、一三六～三九ページ。

(2) 丸山伸郎『中国の工業化と産業技術進歩』、アジア経済研究所、一九八八年、一二二ページ。

(3) 国家科委政策法規司編、前掲書、一三六～一三九ページ。

(4) 林武「發展途上国のハイテク志向——ニーズとギャップ」(『産業技術の発展と社会的受容についての調査研究、日本科学技術振興財団』、一九九〇年。

(5) 国家計画委員会産業政策司編『我国当面の産業政策問題』、中国計画出版社、一九九〇年、一二七ページ。